

北海道管楽器個人コンクール・アンサンブルコンクール 実 施 規 定

【総 則】

《アンサンブルコンクール》

- 第 1 条 北海道アンサンブルコンクールは、各地区連盟から推薦されたグループが参加して実施する。
- 第 2 条 実施会場・日時、その他実施に必要な事項は北海道吹奏楽連盟理事総会でこれを定める。
- 第 3 条 推薦母体となる地区連盟は次のとおりとする。
- ① 函館地区 ② 日胆地区 ③ 札幌地区 ④ 空知地区 ⑤ 旭川地区
 - ⑥ 帯広地区 ⑦ 釧路地区 ⑧ 北見地区 ⑨ 名寄地区 ⑩ 留萌地区
 - ⑪ 稚内地区

【実施部門・人員】

- 第 4 条 実施部門は次のとおりとする。
- ① 小学校の部 ② 中学校の部 ③ 高等学校の部 ④ 大学の部
 - ⑤ 職場・一般の部
- 第 5 条 アンサンブルの参加人数は、3 名以上 8 名以内とする。

【参加資格】

- 第 6 条 北海道吹奏楽連盟加盟の小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般の同一団体の団員とする。
- 第 7 条 各部門の参加資格は北海道吹奏楽コンクール実施規定第 6 条に準ずる。

【演奏・審査】

- 第 8 条 楽器の編成は次のとおりとする。
- 1 木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。
 - 2 同一パートを 2 人以上の奏者で演奏することは認めない。
 - 3 独立した指揮者は認めない。
- 第 9 条 出場するグループは自由曲 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も 1 曲とみなす。
- 第 10 条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。
- 第 11 条 演奏時間は個人コンクールを 4 分以内、アンサンブルコンクールを 5 分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第 12 条 演奏順は北海道吹奏楽連盟事務局長会議で決定する。
- 第 13 条 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 第 14 条 審査・表彰は北海道管楽器個人・アンサンブルコンクール審査内規による。

【地区代表】

- 第 15 条 参加グループは必ず地区コンクールで演奏し推薦された団体であること。
ただし、1 団体から 1 グループとする。
- 第 16 条 各地区連盟は、推薦グループを各部門 1 つずつ決定し、決められた期日までに道吹連事務局に報告する。また、地区大会において各部門毎 8 団体以上参加した場合は、2 グループ出場できる。以下、倍数毎に 1 団体加算する。（この場合の団体数とは加盟団体数のことである。）
- 第 17 条 参加に要する費用は、各グループの負担とする。

【北海道代表】

- 第 18 条 各部門の最優秀団体は全日本アンサンブルコンテストに出場できる。
ただし、出場数は全日本吹奏楽連盟が定める実施規定に準ずる。（小学校は除く）

《個人コンクール》

- 第 19 条 実施部門は次のとおりとする。
①小学校の部 ②中学校の部 ③高等学校の部 ④大学・職場・一般の部
- 第 20 条 参加資格・楽器（打楽器は除く）・演奏及び審査等については、アンサンブルコンクールに準ずる。ただし、地区代表は部門毎に木管または金管のいずれかを 1 名とする。また、伴奏者については自由とする。
- 第 21 条 個人コンクールは北海道大会までとする。

【付 則】

- 第 22 条 参加団体（者）の資格に疑義ある時は出場停止、または入賞を取り消すことがある。
- 第 23 条 コンクール実施に当たっては、その年毎に常任理事会において実行委員会を組織し、理事長がこれを委嘱する。
- 第 24 条 この規定は理事会の議決により改定することができる。
- 第 25 条 この規定は昭和59年 4 月 1 日から実施する。

平成 6 年 4 月 29 日一部改定
平成10年11月 7 日一部改定
平成12年11月 5 日一部改定
平成15年11月 9 日一部改定
平成17年 4 月 29 日一部改定
平成19年 4 月 29 日一部改定
平成21年 4 月 29 日一部改定
平成26年 4 月 19 日一部改定
平成27年 4 月 18 日一部改定
平成28年11月 5 日一部改定

※第16条は平成29年度より実施